

平成31年度 共同募金配分要領

平成31年2月26日制定

平成31年度共同募金（地域歳末たすけあい募金を除く。以下同じ。）配分金は、「共同募金配分規程」（以下「規程」という。）に基づくほか、本要領により配分する。

なお、配分にあたっては、社会福祉法人群馬県共同募金会（以下「本会」という。）を窓口とする民間福祉財源も含めて調整する。

第1 配分年度

平成31年度共同募金配分金は、翌年度（2020年4月1日～2021年3月31日）に実施する事業に対して配分する。

第2 配分財源

平成31年度一般募金及びNHK歳末たすけあいを主な配分財源とし、総合的に調整を図りながら、配分決定は財源別に行うこととする。特にNHK歳末たすけあい配分は、別途定められる全国共通の実施要綱等の主旨に沿って行い、本県では活動基盤の脆弱な小規模事業や児童養護施設入所児童等の自立支援事業などへ重点配分することとする。

第3 配分概要

1 配分対象事業

配分対象事業は、地域福祉の推進を目的とした事業とし、主に申請事業の対象エリア等を基準に、県共同募金会が企画実施する広域配分と、市町村支会が企画実施する地域配分に区分する。

2 広域配分（NHK歳末たすけあい配分を含む。）

企画型配分、組織基盤強化型配分、中間支援協働配分、継続支援型配分、児童養護施設入所児童等の普通自動車免許取得支援事業配分の5プログラムとする。

3 地域配分

各市町村支会が策定する共同募金推進計画に基づき、管内の地域福祉の充実を目的とした事業を対象に配分する。

4 配分の重点項目

「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民や民間福祉団体が主体的かつ分野横断的に取り組む事業に対して、積極的に配分する。

第4 広域配分プログラム詳細

1 企画型配分

(1) 配分趣旨及び対象事業

地域共生社会の実現に向けて、地域の福祉課題・社会課題を的確に捉え、その解決の方法を具体的に組み立て着実に実行するための事業に対して配分し、評価等を行いながらその事業実施の効果を県民に示すことで、多様な人々の福祉への理解と参加を促すことを目指す。

(2) 配分対象法人・団体

社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、特定非営利活動法人、任意団体（法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体）

(3) 配分対象経費

事業実施に直接必要な経費とする。詳細は別途定める配分申請要領による。

(4) 配分対象外事業及び経費

- ・ 規程第3条に定める事業
- ・ 会員、構成員等同士の間での親睦のみを目的とした交流事業
- ・ 申請法人・団体の組織運営及び管理事務にかかる経費

(5) コース別配分額等

① 企画型Ⅰ

配分上限額は1年あたり300万円とし、最長3年間分を企画し申請することができる。ただし、配分決定は1年ごととし、中間報告及び評価、企画修正等を経て決定することとする。
県共同募金会との協働により課題解決を目指すことを配分の条件とする。

② 企画型Ⅱ

配分上限額は1年あたり100万円とし、最長3年間分を企画し申請することができる。ただし、配分決定は1年ごととし、中間報告及び評価、企画修正等を経て決定することとする。

2 組織基盤強化型配分

(1) 配分趣旨及び対象事業

地域共生社会の実現に向けて、地域住民や民間福祉団体の主体的かつ分野横断的な取り組みを促すべく、活動団体の育成を目的に配分及び支援を行う。

配分対象とする対象事業を特定せず、活動全般を支えるための配分とする。

(2) 配分対象法人・団体

福祉活動を目的として設立された一般社団（財団）法人、特定非営利活動法人、任意団体（法人同様に規約・役員体制・運営組織等を整備し、独立して主体的な運営することを目指す団体）で、次の目的で配分を希望するもの

- ① 設立後5年（または活動休止等の状態から活動を再開して3年）ほどで、活動の基盤を安定化して事業を拡大する目的
- ② 新たなニーズに対応すべく活動の転換を図るための基盤整備

(3) 配分対象外

- ・ 規程第3条に定める事業

- ・他団体又は下部組織への助成や会員、構成員等同志の親睦のみを目的とした団体等の活動費

(4) 配分額等

配分上限額は30万円とする。配分と併せて組織運営や会計、活動内容などの活動基盤を調えるための支援を行い、その状況を評価し、必要に応じて連続3年まで配分することができる。

3 中間支援協働配分

(1) 配分趣旨及び対象事業

地域別・分野別・課題別等の地域福祉推進事業や、実践者育成及び活動団体育成などの中間支援事業を、申請者と県共同募金会とが協働して行うことで、共同募金運動の活性化と地域共生社会の実現への貢献を目指す。

(2) 配分対象法人・団体

県社会福祉協議会、市民活動等を支援する中間支援組織

(3) 配分対象経費

事業実施に直接必要な経費とする。詳細は別途定める配分申請要領による。

(4) 配分対象外事業及び経費

- ・規程第3条に定める事業
- ・会員、構成員等同志の親睦のみを目的とした交流事業
- ・申請法人・団体の組織運営及び管理事務にかかる経費

(5) コース別配分額等

① 県社会福祉協議会への配分

配分上限額は400万円とする。市町村社会福祉協議会の地域福祉活動及び共同募金会支会の地域配分プログラムを支援する事業を必須とし、さらに分野別・課題別の地域福祉推進事業を企画し、地域共生社会の実現に率先して取り組むことを条件とする。

毎年、中間報告及び評価を行い、連年で配分を希望する事業については3年を目安に見直しを図る。

② 市民活動等を支援する中間支援組織への配分

配分上限額は100万円とする。県共同募金会と協働で配分先支援を行うことを必須とし、さらに分野別・課題別の市民活動等推進事業を企画し、地域共生社会の実現に率先して取り組むことを条件とする。

毎年、中間報告及び評価を行い、連年で配分を希望する事業については3年を目安に見直しを図る。

(6) 留意事項

上記①・②いずれの配分も、事業の実施主体は申請者であり、県共同募金会は対等な立場で協働しつつも申請者の意向を最大限尊重するよう努めること。

4 継続支援型配分

(1) 配分趣旨及び対象事業

中長期的活動を経て、公的施策によらず民間の自発的な取り組みによって支えるべきであることが明白となっている事業について、自立運営を促しつつも、共同募金として支援することで県民の理解促進につながり、地域共生社会の実現への一助となり得るような視点で配分を行う。

(2) 配分対象法人・団体

社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、特定非営利活動法人、任意団体（法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体）

(3) 配分対象経費

事業実施に直接必要な経費とする。詳細は別途定める配分申請要領による。

(4) 配分対象外事業及び経費

- ・ 規程第3条に定める事業
- ・ 会員、構成員等同志の親睦のみを目的とした交流事業
- ・ 申請法人・団体の組織運営及び管理事務にかかる経費

(5) 配分額等

配分上限額は30万円とする。毎年、中間報告及び評価を行い、連年で配分を希望する事業については3年を目安に見直しを図る。

(6) 留意事項

当配分は、継続支援のあり方について現在検討中であるため、あくまで試行的に行うものであって、その検討の経過によって内容の変更及び廃止等も視野に入れて慎重に行うこととする。

5 児童養護施設入所児童等の普通自動車免許等取得支援事業配分

(1) 対象者及び対象事業

- ① 規程第2条に定める者で、児童養護施設や自立援助ホームを経営し、または児童自立支援施設の入所児童を支援する活動を行うものが、普通自動車免許・準中型免許を希望する施設利用者等（2021年3月末日において20歳未満である者に限る。）に対し、免許取得に向けた助言や資金支援を行う事業
- ② 群馬県里親の会が、児童福祉法に規定する養育里親または小規模住居型児童養育事業実施者に養育される児童が普通自動車免許取得を希望する場合に、免許取得に向けた助言や資金提供を行う事業（ただし、申請事業完了時点で養子縁組している場合を除く。）

(2) 対象経費

自動車教習所における教習に要する実費、検定料、試験手数料等

(3) 配分限度額

免許取得希望者1人あたり15万円まで（千円未満切り捨て）

(4) 留意事項

当配分は対象児童の就労支援の一環として行うものであるため、就労以外の進路を希望する児童への配分は優先順位を下げ、財源が確保できない場合は配分しない。

6 広域配分プログラムにかかるその他の規定等

(1) 配分に係る詳細規定

配分申請要領、審査基準、評価項目及び評価方法等は、別途定めて公開する。

(2) 事業内容及び評価等の公開

配分決定した事業内容及び評価等については、原則として公開とする。ただし、公開することにより何らかの不利益が生じることが想定される内容については十分に配慮する。

(3) 特別配分

解決すべき喫緊の福祉課題・地域課題に対する取り組みで、共同募金運動にも好影響をもたらし得る事業について、必要に応じて別途配分基準等を定めて配分することができる。

第5 地域配分詳細

1 対象法人・団体・施設等

次の(1)～(3)を参考に、当該市町村支会において、地域の実情を勘案して配分の範囲を定める。

(1) 市町村社会福祉協議会

(2) 規程第2条に定める者のうち、次に掲げるもので、主に市町村域内で活動するもの。

特定非営利活動法人、任意団体、その他当該市町村支会が必要と認める団体

(3) 規程第2条に定める者が運営する次の施設・事業

保育所、放課後児童健全育成事業(学童保育所)、地域活動支援センター、その他当該市町村支会が必要と認める事業

2 対象事業・配分基準等

各市町村支会管内の地域福祉の充実を目的とした事業を対象とし、県共同募金会との連携を密にして共同募金配分全体の整合性を図りながら、各市町村支会において独自に配分基準等を設定する。

3 対象外事業・経費等

原則として次の事業・経費は配分対象外とするが、地域の実情によって臨機に対応できることとする。

(1) 対象外事業

- ・規程第3条に定める事業（国または地方公共団体の責任に属するとみなされるものなど。）
- ・介護保険事業
- ・会員、構成員等同士の親睦のみを目的とした交流事業

(2) 対象外経費

- ・申請者の組織運営及び管理事務にかかる経費
- ・飲食経費（生活支援としての食事提供等はこの限りでない。）
- ・宿泊経費（宿泊体験を主目的とする事業についてはこの限りでない。）

4 留意事項

- (1) 地域福祉活動計画に沿った事業など、当該市町村域内全体の中でニーズを調整して実施する事業を優先する。
- (2) 地域福祉の課題解決に向けて、住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先する。

第6 配分に係るその他のルール

- 1 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できない。（児童養護施設入所児童等の普通自動車免許取得支援事業配分及び特別配分を除く。）ただし、主に地域配分の対象となる申請者であっても、地域配分申請とは別事業で、かつ県内広域の福祉向上に資することが見込まれる事業であれば、同一年度に広域配分及び地域配分の申請書を提出できることとするが、配分額算出の際には、双方の申請額を考慮することとする。
- 2 行政からの委託事業は原則として配分対象外だが、次のいずれかの場合で、緊急性が高いものについては配分対象とすることができる。
 - ・委託事業運営のための収入に占める委託料収入の割合が概ね6割以下のもの
 - ・小規模事業で、事業を運営する法人・団体の財政基盤が脆弱なもの
 - ・委託事業利用者へのサービスではあるが、委託契約の内容を超えて実施するもの
- 3 第一種・第二種社会福祉事業の施設等に対する配分は、当該施設がその専門性を活かして地域住民など施設利用者以外へサービスや情報を提供するなどを行っているか確認し、地域との関わりを考慮して行う。
- 4 企業等から物品による寄付の申し出があり、規程及び当配分要領の規定に基づいて配分することが難しい場合は、別途定める「物品による寄付の受け入れ及び配分について」により取り扱うこととする。

第7 募金目標額及び配分額の算出並びに計画策定

1 一般募金目標額等の算出

過年度配分実績及び喫緊の資金ニーズ等を勘案し、群馬県内で必要とする金額を適切に見積もって一般募金及びNHK歳末たすけあいの目標額を設定する。さらに、募金年度開始前の12月末日現在の市町村別人口を基礎に一般募金目標額を按分し、市町村支会ごとの募金目標額を設定する。

2 広域配分額と地域配分額の算出

(1) 地域配分額

当該市町村支会の一般募金実績額が募金目標額を超過した場合は、その超過額全額及び目標額の5割を当該支会管内の地域配分額とする。

同募金実績額が募金目標額を下回った場合は、募金実績額の5割を当該支会管内の地域配分額とする。

(2) 広域配分額

県全体の一般募金実績額から(1)の地域配分額を減じた額とする。

(3) 例外

自然災害等やむを得ない事情により例年どおりの募金活動が実施できなかった場合は、(1)及び(2)によらず状況に応じて配分額を検討する。

3 配分計画の策定

(1) 県全体の配分計画策定

本会は、1の募金目標額の算出と並行して県全体の配分計画を策定し、広域配分の種類別計画及び地域配分の市町村別金額を示す。

(2) 共同募金推進計画の策定

各市町村支会は、(1)で示される地域配分額を基礎に、募金計画及び配分計画等をまとめた共同募金推進計画を策定し、2019年5月末日までに本会へ報告する。

(3) 計画の確定

(1)及び(2)で策定した各計画について、募金運動終了後、募金実績の確定に合わせて計画を見直し確定する。本会は確定した地域配分額を各市町村支会へ示し、支会はその地域配分額を基礎にして確定した計画を2020年5月末日までに本会へ報告する。

第8 配分申請及び審査・決定、交付及び精算等

1 広域配分について

別途定める配分申請要領及び審査基準等による。

2 地域配分について

(1) 配分申請の受付

- ① 受付窓口：各市町村支会事務局
- ② 受付方法・期間等：各市町村支会が設定する。

(2) 配分申請の審査

配分申請内容の審査方法は各市町村支会が定めるが、審査後の配分内容については必ず運営委員会で承認する。

(3) 配分決定

第7-3-(3)で確定した計画の範囲内で、原則として2020年3月末までに行う。

(4) 配分金交付及び精算

市町村支会は、予め本会から地域配分原資を収受しておき、申請者から提出される交付請求書に基づき、金融機関を通じて配分金を交付する。

受配者は、交付済みの配分金に余剰が生じる場合は、その額を金融機関を通じて市町村支会に返還する。

市町村支会は、これら返還金など配分決定した地域配分の余剰金をとりまとめ、本会に送金する。本会はその余剰金を市町村支会別に管理し、当該支会から提出される使途計画に基づき再配分する。

第9 配分事業の受配表示

1 配分事業における受配表示

受配者は、本会が指定する方法（周知啓発資料等への受配表示掲載、購入物品にステッカーを貼付するなど。）で受配事業であることを必ず明示すること。受配者も共同募金運動の担い手であるということを自覚せず、受配表示がなされなかったことが明らかとなった場合は、配分額の再考や、その後の配分申請の審査への反映等を検討することとする。

2 寄付者への周知

受配者が発行している機関紙や受配者が管理するホームページに受配内容を掲載するほか、地域の広報誌に掲載依頼するなど、寄付者へ広く周知するよう努力すること。

3 理事会・総会等での報告

受配者は、受配事業完了後の理事会・総会等で、受配内容について報告すること。

第10 受配事業の管理

1 受配事業の管理

配分金で整備した施設・設備・備品・車両及び事業実施に係る関係書類は、規程第15条に基づき適正に管理し、管理期間(5年間)内での処分を禁止する。やむを得ない理由により処分を行おうとする場合は、書面による処分申請を行い、広域配分の場合は本会、地域配分の場合は支会の承認を得なければならない。（詳細は「配分物件等に係る財産処分承認基準」を参照のこと。）

2 受配者にかかる事項の変更について

受配者は、受配事業の管理期間内に、受配者の名称、代表者、所在地等を変更した場合は、速やかに申請先（本会または市町村支会）へ届け出ること。

第11 その他

1 本会及び支会の連携

より地域住民に身近な配分を行えるよう、本会及び支会相互の連携を密にし、疑義が生じた場合は両方で協議して解決するものとする。

特に、支会での配分申請審査が円滑に実施できるよう、本会の配分委員・臨時委員及び事務局職員が臨機に対応できる体制を整えることとする。

2 委任規定

この配分要領に定めるもののほか、共同募金配分に関し必要な事項は別に定めるものとする。